

よくある質問 (Q&A)

令和6年1月25日現在

カテゴリ	項番	質問内容	回答内容
		第1弾と第2弾の変更点はありますか？	大きな変更点は下記となります。詳しくは手引きをご確認ください。 ①値引き期間：令和6年2月～4月 ②対象者範囲：令和5年12月31日以前に契約した利用者 ③値引き回数：期間内自由設定 ④事務負担費用：固定費20,000円+1契約20円 ⑤交付申請時の提出書類：なし ⑥値引き実績一覧リスト：値引き前・値引き後の金額報告不要
事業概要	1	事業の実施主体はどこですか？	「宮城県」が制度設計を行い、「宮城県LPガス協会」が実施主体として運営しています。
	2	本事業には必ず参加しなければならないのか？第1弾参加したら第2弾も参加が必須となるか？	参加は任意ですが、都市ガス同様、宮城県内のLPガス世帯の負担軽減を図る主旨であり、販売業者様のご理解・ご協力をお願いします。 なお、オール電化等とのエネルギー間競争等があり、LPガスの需要は減少傾向が続いており、選ばれるエネルギーとなるために電気や都市ガス同様に料金値引きを行い、顧客満足度を高めることは販売業者様のメリットになると考えられます。
	3	宮城県のどの部署が主体となっているのですか？	宮城県の「復興・危機管理部 消防課」という部署が全体の制度を設計し、「一般社団法人宮城県LPガス協会」が実施主体として運営しています。
	4	予算上限はありますか？上限に達した時点で受付は終了となりますか？	予算上限に達した時点で受付終了になります。予算は十分に確保しておりますが、なるべくお早めにご申請ください。
	5	第1弾は参加していませんが第2弾から参加はできますか？	できます。事務局へお電話にてお申込みください。
	6	販売業者が申請するのに費用はかかりますか？	本申請自体には費用はかかりませんが、申請のために必要な書類の作成や、提出時に郵送を選択された場合の郵送料などは、申請した販売業者様のご負担となります。 (WEB申請であれば、郵送料はかかりません。)
値引き及び値引き対象者について	7	<変更> 値引き対象者は誰か？	次の①又は②に該当する方で、③の条件を満たす方が対象です。 ①宮城県内でLPガスを消費する液化石油ガス法第2条第2項に規定される一般消費者等に該当する利用者（ただし、質量販売は除く。） ②宮城県内で旧簡易ガス事業（コミュニティーガス）により供給を受けている利用者 ③令和5年12月31日以前にLPガス販売業者と契約があり、申請時の対象者一覧表に記載された利用者
	8	宮城県外の消費者にLPガスの供給を行っているが、この消費者に値引きを行った場合、支援対象になるか？	宮城県外の一般消費者等については、対象外です。
	9	交付申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出ても問題ないか？	申請時の対象契約数を超過して値引きを実施した場合、その差分の補助金は出ませんのでご注意ください。申請件数より実績件数が少なくなることは問題ありません。
	10	単価契約（基本料金がなく、従量料金のみ）の契約は対象になるか？	対象になります。
	11	ガスの利用実態が会社の事務所や店舗の場合は対象か？	対象になります。
	12	屋号は事業所や店舗だが、住居を兼ねている場合は対象か？	対象になります。
	13	基本料金のみで従量料金が発生しない契約者がいるが対象になるか？	対象になります。
	14	値引きの対象外なのか判断がつかない契約者がいます。	公的機関かどうか等、判断に迷う場合は、契約者へ直接のご確認をお願いします。
	15	料金未納のためガスを止めている利用者は対象になるか？	料金未納によりガス供給・契約を止めている利用者は対象外です。
	16	2世帯住宅で、世帯ごとにメーターがない場合でも2世帯分の割引をしてよいのか？	2世帯住宅でもメーターが1つしかなければ、1契約（消費者）としてなります。メーターが2つあったとしても契約が1つであれば1契約となります。
	17	液化石油ガス法で規定される一般消費者とは生活用に使用しているとあるが業務用の利用は対象外か？	液化石油ガス法に基づくLPガス供給契約であれば、対象になります。 なお、高圧ガス保安法に基づく工業用としてのLPガス販売は対象外です。
	18	同じお客様が複数契約ある場合はそれぞれ割り引いて問題ないか？	それぞれ契約されているのであれば、1契約について、それぞれ値引き可能です。
	19	集合住宅で法人等が社宅として複数の部屋を一括で契約している場合、対象か？	対象になります。社宅等で複数の部屋を一括で契約している場合は、利用料金の請求額の算定元となるメーター数に応じた消費者数として対象となります。 メーターが1つの場合は1契約、5つの場合は5契約とみなし、それぞれ値引きして構いません。
	20	1販売業者が複数の事業所を持つ場合、事業所ごとに申請が必要か？	法人（本社）にて複数の事業所分を取り纏め、一括で申請をお願いします。 ただし、事務負担費用は事業所単位でお支払いいたします。 ※申請の手引きP8参照。
	21	対象者一覧表を提出した後、1月以降に入退去によって対象の数が変動した場合の名簿の変更をしてよいのか。退去時には2400円【税抜き】に達しない場合もあるがその場合どうしたらよいか。	今回の対象者は12月31日までの契約者を対象としているため、1月以降の入居者に関しては対象外です。退去者に関しては値引きを行っていただき、2400円【税抜き】に達しなかった場合は使用した分の上限まで値引きして報告してください。

カテゴリ	項番	質問内容	回答内容
値引き及び値引き対象者について	22	自動検針の為、検針日と請求が異なる。請求書に値引きの明示を行い周知しても良いか。	検針前の周知が望ましいが、引き落とし前に確実に相手に請求書が届いて認識されていれば大丈夫です。 (例) 2/1補助対象事業者に選ばれる⇒2/5自動検針⇒2/8請求書発行送付⇒2/15引き落とし
	23	値引きの明示に際し、各県で使えるように「都道府県の施策により～」と表記したいが良いか	本事業は宮城県の施策です。「都道府県」ではなく「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」と明示をお願いします。※明示していない場合は正しく周知していると認められません。
	24	値引きの金額欄の表示文字数が足りない簡略化して表示してよいか。	金額欄にスペースがない場合は、備考欄に宮城県LPガス料金負担軽減支援事業で〇〇円値引きされている旨が明記されていれば大丈夫です。
	25	2,400円(税抜)なので税込で2,640円を差引けばいいの。システムの機能上、税込み価格からしか値引けない。	税込での表記も可としますが、税抜と税込の混合計算のミス(売上は税抜で、値引きが税込になっている等)のないようにご注意ください。実績報告一覧表は税抜額を記載ください。
	26	税金が投入されている施設は対象外・・・とのことだが、社会福祉協議会等、運営が厳しいための公的支援金が一部投入されている社会福祉法人等は対象になるのかならないか。 ※同様に運営が厳しいための公的資金(税金)が一部導入されている法人等は対象になるのか	運営元が国公立(国立、県立、市町村立)なら不可で、運営元が民間や社団法人等で国や自治体からの公的資金支援を受けてるケースはOKです。判断に迷う場合は、契約者へ直接のご確認をお願いします。
	27	工業用LPガスは対象外になるとのことだが、工場と販売を兼ねている企業があり、工場用のプロパンと販売の社屋のプロパンと別れている(メーターは一つ)。この場合は、工場用は工業用で対象外だが、販売社屋の方は「業務用」に当たるとみなして対象にしているのか?	工業用と業務用が混合している場合、 A:メーターが一つの場合は使用量が多い方を適用(概ね工場の方が使用量が多いので、対象外になることが多いはずです。) B:メーターが分かれているならば、業務用は可、工業用は不可です。
	28	請求(契約)はひとつ、メーターは2つ、基本料金は1つ。従量料金は合算。ひとつの家庭だが、配管が遠くを、2つのメーターにした。1契約のカウントで間違いないか。	施設の構造上、メーター2つに分けているということであり、請求が1契約なら1カウントとなります。
	29	検針票(ハガキ等)にて値引の表示を行う予定ですが、値引前の金額値引後の金額の表示は必ず印字しなければならないのでしょうか? 周知の方法に則り、一律に値引額だけを印字する方法ではダメなのではないでしょうか?	「値引き後の金額」と「値引きの実態」がわかるような表示があれば問題ないと考えます。 例:請求金額税込み1100円(備考欄に「宮城県～支援事業により値引をしております。」と表記)
	30	「ガスの使用量が少ない等の理由により、1か月の利用料金(税抜)が値引き額である2,400円(税抜)に満たない場合は、残額分の翌月値引きは必ず行う必要があるのでしょうか? 例えば2～4月のうち1月のみを値引き実施月とし、税抜2,400円に満たない場合は残額分の翌月値引きは行わないということも可能かどうか。	消費者のための支援が目的のため、2,400円に達するまで途中で中断することなく値引きを実施いただくとお願いいたします。 翌月以降退去等で値引きが不可能な場合等はやむを得ません。
	31	履行確認書類は検針票でもよいか?	履行確認書類で問題ございません。
その他	32	明示書類について。お客様側には値引きの明細が記載されるが残控えには明細が記載されない。システム画面のスクリーンショットでもよいか。(履行書類にはスクリーンショットOKとなっているが、明示時点には同記載がない)	明示の内容がわかるものであればOKですので、スクリーンショットもOKです。 ※またはお客様に提出した書類の写真を撮影するなどOKです。
	33	本社が東京ですが、本社からの申請が必要ですか?	申請が法人単位(本社名義)になっていれば、宮城県内の支店・営業所から申請いただいても差し支えありません。
	34	検針日と請求日が別の場合は、どちらの日から起算して30日以内に実績報告書を提出しなければならないのか?	当月分の請求完了日から起算して30日以内に実績報告書を提出してください。
	35	<変更>ガス警報器などを含む3部制料金を導入しているが3部制料金の部分は対象になるか。	第2弾からは値引き対象にしてもよいことになりました。
	36	概算払いは申請後どれくらいの期間で支払ってもらえるのか。	交付決定後 、特に不備がなければ、 通常期では2週間程度 振込に時間がかかりますが、申請が集中する時期や事業開始時期は上記より時間がかかりますのでご了承ください。
	37	申請した契約者件数に、値引き対象外の施設がありました。実績報告の際はどのように報告すればよいでしょうか。	対象外の施設を申請件数から差し引いてご報告ください。申請件数より実績件数が少なくなることは問題ありません。
38	帳簿上で支援金の扱いについてどう処理したらよいか。	会計上の処理については各販売店にてご判断ください。会計士や税理士等にご相談ください。 一般例:値引き分は仮払金、事業者支援金は雑収入や営業外収益等	

カテゴリ	項番	質問内容	回答内容
実績報告	39	実績報告は毎月報告するのですか？	実績報告は、すべての値引き実施が終了次第、速やかに一括にてご報告をお願いいたします。
	40	明示書面と履行確認書類は同じ内容でよいでしょうか。	同じ内容でも構いません。履行確認書類は指定された値引き対象者において、それぞれの値引き実施が確認できる個別書類の提出をお願いします。
	41	交付決定時から対象外となった契約者が発生した場合、報告はどうすればよいのか。	対象外となった該当氏名の後ろに「対象外」と記載をお願いします。また、値引き実施状況欄には全て0（ゼロ）と入力ください。
	42	値引き実施状況報告時の記載額は税込額でもよいでしょうか。	すべて税抜額にて記載をお願いします。端数は1円単位（小数点不可）まで記載可能です。なお、値引き額にはマイナス表記（-）は不要です。
	43	清算払いは申請後どの位で貰えますか。	履行確認検査終了後、全審査完了の通知をお送りいたします。その後、おおむね2週間後に指定の口座へ振込となります。なお本助成金の手続きは指定の口座への振込をもって完了となります。
	44	4月の利用料金が請求に含まれれば5月に検針・請求した5月の利用料金とともに値引き対象としてよいのか	値引き対象期間は2月～4月迄の3ヶ月間です。4月末までの利用料金に対する検針・請求額が値引き対象となります。5月の利用料金が含まれるタイミングでの検針・請求は値引き対象外となります。
	45	交付申請時にもれてしまった対象者を実績報告時に追加申請してもよいのか。	交付決定している対象契約数を超過して値引きを実施した場合、その差分の補助金は出ません。
	46	NEW 履行書類に値引き前後の料金記載がないとダメでしょうか？	値引きした日付と値引額があれば可です。（但し第1弾参加事業者様に限ります）
	47	NEW 実績報告書の作成において、手引きの様に既存契約者は氏名と住所必ず削除しないといけないのでしょうか？	報告書のタイプによります。BCタイプは第1弾の実績表を元に番号のみの記載でも構いません。Aタイプであれば新規リスト扱いとなるため記載したままで結構です。
	48	NEW 例えば、履行書類2月ガス代1500（税抜き）値引き2400円（税抜き）の場合900円翌月繰越値引き書類が必要でしょうか？	不要です。ただしマイナスで表記されてるなど、繰り越されていることがわかる必要があります。
	49	NEW 値引き額に小数点が入ってもよいでしょうか？	複数件あると誤差が出てくるので小数点以降は切り上げ下げして下さい。
	50	NEW アパートの1月入居者は対象になりますか。	なりません。但し、令和5年12月31日以前に契約していれば対象となります。
	51	NEW 実績表を検針順で作成したい。新規契約者を下段ではなく間に入れてよいのでしょうか？	Aタイプで実績報告書を作成ください。
	52	NEW 手引きP12 ☆変更点 「内容に変更がある事業者は変更内容を事務局へお知らせください。」とあったので、契約者数の変更について電話をしました。	事業者基本情報の変更のみ事務局へお知らせください。値引き対象件数変更のご連絡は不要です。対象者一覧表は実績報告時にご提出ください。
	53	NEW 第一弾の実績一覧表記載の契約者様が亡くなられたため、奥さんに名義が変わった方はどうすればよいのでしょうか？	住所欄の余白にその旨を書き添えてください。 記載例：（契約者死亡のため奥様に名義変更）
54	NEW 手引きP13 Aタイプで値引き実績一覧表を作成するが、記載例がないので、新規で増えた契約者を記載しなくてもよいのでしょうか？	Aタイプの場合も新規契約者は、名前と住所を必ず記載していただく必要があります。	
55	NEW 第1弾で作成したリストを第2弾でも活用したい。（対象外）が4件あるがそのまま入れておいてよいのでしょうか。	構いません。該当氏名の後ろに「対象外」と記載をお願いします。また、値引き実施状況欄には全て0（ゼロ）とご入力ください。	
第2弾から参加する場合			
56	NEW 申請に必要な書類は何ですか？	①様式1-2 振込先確認書 振込先口座情報及び通帳の見開きページのコピー ②様式1-3 誓約事項等同意書 ③様式1-4 宮城県LPガス料金負担軽減支援事業 補助金交付申請書（追加分）と添付書類としてガス販売事業者登録番号がわかる書類 ④対象者一覧表 ⑤様式8 概算払い請求書（希望の場合のみ） ※様式は協会ホームページからダウンロード可能です。	
57	NEW 対象者一覧表と実績報告一覧作成について教えてください。	対象者一覧表には、契約者名と住所が必須、実績報告時には対象者一覧表に税抜きで「値引き前・値引き・値引き後」の金額が必要です。対象外は含めず作成。	
58	NEW 履行書類は1か月分で良いですか？	値引きをした月数分必要です。	
59	NEW 契約者を後で追加できますか？	交付決定前であれば可能、交付決定後は不可となり、値引いた場合その分は対象外となります。	
60	NEW 第一弾と第二弾の手引きの違いは？	第一弾の実績がある事業者は、第二弾の手続きが簡略化されています。	